

八戸市緑の審議会

審議会委員募集中

募集期間：令和8年11月2日(月)～令和8年12月1日(火)

市では、緑の保全及び創出に関する事項について調査審議するため、学識経験者や緑化関係者などから市長が委嘱した委員をもって「八戸市緑の審議会」を組織しています。

委員の改選期にあたり、広く市民の皆さんの意見を反映させるために委員を募集いたします。

緑化に意欲・関心のある方のご応募をお待ちしております。

応募条件	■ 当市に住所を有し、緑化の推進に関し、知識、経験、関心等ある方 ■ 市が主催する審議会等を3つ以上兼務していない方
募集人員	■ 1名
委員の任期	■ 委嘱日（令和9年3月下旬頃予定）から2年間
報酬	■ 1回の出席につき8,800円（税込） ■ 会議は年3回程度開催予定（1回あたり2時間程度）
選考方法	■ 原則、書類選考とします。ただし、必要に応じて面接等を併せて行う場合があります。 ■ 選考結果は、応募者全員に文書でお知らせします。
申込み方法	■ 応募申込書に、必要事項と「八戸市の樹木の維持管理について」をテーマとした意見・提案等を記入し、提出してください。 ■ 令和8年12月1日（火）まで（必着）に、八戸市都市整備部公園緑地課まで郵送又はFAX、E-mail、もしくは直接持参してください。
構成委員 所属団体	■ 八戸工業大学、八戸造園建設業協会、八戸市を緑にする会、 八戸市森林組合
申込み・ 問い合わせ	■ 八戸市都市整備部公園緑地課 住所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1（別館6階） TEL：43-9141【直通】 FAX：41-2302 Eメール：koen@city.hachinohe.aomori.jp

○公募実施要領は裏面をご覧ください。

八戸市緑の審議会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市緑の審議会の委員を公募します。

1 目的

当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

当審議会は、緑の保全及び創出に関する事項について調査審議する。

3 募集人員

当審議会の公募による委員の定数は、1人以内とする。

4 任期

任期は委嘱時（令和9年3月下旬予定）から2年とする。（ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。）

5 報酬

1回の出席に付き、8,800円（税込）の報酬を支給する。ただし、交通費は支給しない。

6 会議の開催

会議は、年3回程度、開催予定。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、緑化推進に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務している者
- (2) 当審議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。

その際、「八戸市の樹木の維持管理について」に対する意見・提案等を文章にまとめ、合わせて提出する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 都市整備部公園緑地課（別館6階）

TEL 0178-43-9141

FAX 0178-41-2302

Eメール koen@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和8年11月2日（月）から令和8年12月1日（火）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

- (1) 提供の求めの方法 公園緑地課において口頭により行う。
- (2) 提供する情報の範囲 応募者の中での順位及び得点
- (3) 提供の方法 公園緑地課において本人確認をした上で閲覧により行う。
- (4) 提供できる期間 選考結果通知日から1か月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当審議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、概ね学識経験者等で構成する予定である。

15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。